

講演会のご案内

国連女性差別撤廃条約と 日本の課題

＜講師＞ 林陽子氏 弁護士・元国連女性差別撤廃委員会委員長

コーディネーター 浅倉むつ子氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）

日時：2017年9月11日（月曜日）18：00-20：00（開場 17：45）

入場無料：どなたでもご参加できます。事前の申し込みは不要です。

会場：早稲田大学 早稲田キャンパス 27号館(小野梓記念館) 202号教室

会場へのアクセスは裏面の地図をご覧ください。

主催 日本女性法律家協会 / 共催 早稲田大学大学院法務研究科

※ この企画は、日本女性法律家協会研究会の一環として行なわれます。

日本女性法律家協会は、1950年に設立された女性の弁護士・裁判官・検事・法律学者による全国組織です。国連 NGO に登録されている、国際女性法律家連盟（FIDA）の日本支部でもあります。

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、昨年、日本政府から提出された報告書の審査を行い、日本におけるジェンダー平等に関して広い範囲にわたる勧告（総括所見）を公表しました。日本女性法律家協会は、本年度の活動の柱のひとつに、この総括所見の普及、実現を掲げております。同委員会の現職の委員であり委員長経験者の林陽子会員に、国連女性差別撤廃条約の目的と課題、委員会がいま日本の課題として重視していること、日本の法曹、法学者に期待されていることなどについて、お話を伺います。コーディネーターを労働法・ジェンダー法学の第一人者であり、昨年の CEDAW 審査も傍聴された浅倉むつ子教授にお願いしました。皆様のご来場をお待ち申し上げます。

お問い合わせ先 日本女性法律家協会 事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-12 ス튜디오虎ノ門 811

Tel 03-3578-1981 Fax 03-3437-6188

<http://www.j-wba.com>（受付時間 平日 10時～17時、木土日休）



林陽子氏 略歴

1983年より弁護士。2002-2004年 - 日本女性法律家協会副会長。2008年1月から国連女性差別撤廃委員会委員。2015年2月より2016年2月まで同委員会委員長。著書に『女性差別撤廃条約と私たち』（信山社、2011年）、『女性差別撤廃条約注解』（共著、国際女性の地位協会編、尚学社、1992年）ほか。

浅倉むつ子氏 略歴

東京都立大学法学部教授を経て、2004年より早稲田大学大学院法務研究科教授。専門は労働法、ジェンダー法。主な著書に、『男女雇用平等法論』（ドメス出版、1991年、第11回山川菊栄賞）、『労働法とジェンダー』（勁草書房、2004年）、『同一価値労働同一賃金原則の実施システム』（共著、有斐閣、2010年）、『雇用差別禁止法制の展望』（有斐閣、2016年、第9回昭和女子大学女性文化研究賞）ほか。

<会場へのアクセス>

① 交通アクセス

【JR】

山手線 高田馬場駅から徒歩 20分

【西武鉄道】

新宿線 高田馬場駅から徒歩 20分

【地下鉄東京メトロ】

東西線 早稲田駅から徒歩 5分

副都心線 西早稲田駅から徒歩 17分

* 右地図は東西線早稲田駅から早稲田大学(早稲田キャンパス)までの道のりです。



② キャンパスマップ



早稲田大学
早稲田キャンパス
27号館（小野梓記念館）
202号教室